

地域産業6次化商品販路拡大推進事業実施要領

「地域産業6次化商品販路拡大推進事業」については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県農産振興事業事務取扱要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

本事業は、県産農林水産物を活用した加工品（以下「6次化商品」という。）の販路拡大のために、事業実施主体が行う商談会、展示会等への出展等を支援し、もって県産農林水産物等の販売・消費の拡大に資する。

第2 事業の内容等

事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるものとする。

第3 補助

福島県知事（以下「知事」という。）は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助するものとし、別紙にて定める公募要領にて申請者を募るものとする。

なお、本事業による補助は、当該事業年度において1補助事業者当たり1回限りとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1）及び事業実施計画書（別記様式2）を作成し、知事に提出する。
- (2) 知事は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、事業実施主体に対して事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
- (3) 知事の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条又は第6条に定める申請を行うことができる。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第6条に定める変更該当する場合を除き、補助金が20%を超える減額となる変更をする場合、又は事業実施計画書（別記様式2）第1 総括表の活動名の追加若しくは削除をする場合は、事業実施計画変更届（別記様式3）を知事へ提出する。

第6 事業実施報告

事業実施主体は、事業実施報告書（別記様式2）を、交付要綱第10条に定める実績報告に併せて知事に報告する。

第7 成果確認検査

知事は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月27日から施行する。

別表

事業実施主体	補助対象経費	補助率
6次化商品（既に販売を開始しているものに限る）を扱う農林漁業者及び民間事業者で、かつ福島県が組織する「地域産業6次化ネットワーク」※の会員であるもの	国内において開催される展示会、商談会等へ出展するために要する以下の経費 1 旅費 2 出展料 3 出展ブースの装飾料 4 通信運搬費 5 販売促進ツールの作成料（10万円未満であること、又は10万円を超える場合はデザイン料のみ） 6 その他知事が必要と認める経費	定 額 ただし補助額は300千円を上限、100千円を下限とする。

※「地域産業6次化ネットワーク」とは、福島県を事務局とした農林漁業者、商工業者、大学や行政等による任意組織のことをいう。

各管内の会員の登録が必要な場合は、事業実施計画承認申請前に、各農林事務所企画部（各地方ネットワーク事務局）で登録を行なうこと

